

沖縄県本庁舎福利厚生施設（売店）遵守等事項

1 行政財産使用許可の手續と使用期間等の取扱いについて

(1) 行政財産使用許可

ア 基本的事項

行政財産の使用許可は、行政上の許可処分として行われますので、貸付契約とは異なり、借地借家法の適用はありません。沖縄県が公用・公共用の必要性が生じたとき、又は許可条件に違反する行為があると認めたときは、許可を取り消すことがあります。その場合において、その取消によって生じた損失については、県に対して求めることはできません。

イ 行政財産使用許可の承認（開始時）

①出店者は、本県との協議により仕様を確定させた後、県に対して行政財産の使用許可申請を提出し、使用許可の承認を受けなければならない。

②次の各号に該当するときは、承認が得られないことがある。

- ・公募要項及び本仕様書に記載されている各事項について、違反あるいは義務を果たさないとき

- ・出店者が売店を開設しないとき

ウ 行政財産使用許可の更新（初年度以降）

①使用許可期間は1年以内であり、出店期間中は、出店者は県に対して1年単位で更新手続きし、再承認を受けなければならない。

②①により更新手続きを行った場合であっても、当該財産の公用・公共用としての使用の必要性や、違反あるいは義務を果たさないときには更新の承認が得られない場合がある。

エ 行政財産使用許可の取り消し

出店者が許可条件に違反する行為があると県が認めたときは、許可を取り消すことがある。

オ 出店期間終了（終了時）

出店者は、以下のいずれかに該当する場合は、出店者の負担で物件を原状に回復して返還しなければならない。この場合において、物件（出店場所）の返還に伴って発生する費用および立ち退き料（出店に伴い負担した費用）等の一切を、県に対し請求しないこと。

① 出店期間満了に向けた再公募において選定されなかった場合

②上記イ②及びウに該当した場合

(2) 行政財産の使用許可条件（沖縄県公有財産規則第32条関係）

ア 許可を受けた者以外の者が使用しないこと。（物件使用にかかる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し又は営業を委託し若しくは名義貸し等を行うことはできない。）

イ 許可した使用の目的（売店の営業）以外に使用しないこと。

ウ 出店者は、使用許可された行政財産（出店場所）において、善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

エ 出店者は使用許可を受けた行政財産（出店場所）の用途変更、原形変更又は使用期間の変更を承認しようとするときは、あらかじめ書面により沖縄県知事の承認を得ること。承認を受けた場合を除き、許可した行政財産の原状を変更してはならない（修繕、模様替えその他の行為を含む）。

オ 上記エにより承認を受けた場合や、当該財産（出店場所）の維持及び保存に必要な場合にお

いて、使用者が支出した有益費、必要経費その他の費用（蛍光灯の交換など消耗品の交換を含む）があるときは、事業者が負担とすること。

カ 使用許可を受けた当該財産（出店場所）を故意若しくは過失により荒廃させ、若しくは損傷し、又はその他許可条件に違反したときは、原状に回復し、又は県に生じた損害を賠償すること。

キ 使用期間中に公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為があると認めたときは、許可を取り消すことがある。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、県に対して補償を求めないこと。

ク 使用者は、許可期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、知事が指定する期日までに許可前の原状に回復して返還しなければならない。

（3）本庁舎（行政棟）改修工事に伴う庁舎内施設の一部利用制限等

ア 沖縄県本庁舎（行政棟）において、本庁舎改修工事（令和 13 年 3 月 31 日の完了予定）を行っています。そのため、工事が完了するまでの間は、駐車場や通路等の利用制限、騒音が生じることがあります。

イ 本庁舎（行政棟）改修工事に伴い、県から使用許可等の内容に係る調整を求められた場合、その調整に対応していただく必要があります。

2 防災・防犯・衛生管理等の対応について

（1）防災

ア 売店においては、裸火の使用は禁止する。

イ 関係する法令については、出店者の責任において管轄の消防署との協議を行うなど、法令を遵守すること。

ウ 県が実施する設備点検に積極的に対応すること。

エ 消防訓練における協力義務

沖縄県本庁舎消防計画に基づき県が実施する消防訓練等において、出店者は地下 1 階区域の地区隊員として、隊長（職員厚生課長）の指揮の下に次の活動を積極的に協力しなければならない。

○ 通報連絡班の任務

- ・被害状況の把握、情報の収集
- ・災害発生場所、状況等の本部隊への報告
- ・消防機関への通報及び指定場所への連絡

○ 消火班の任務

- ・消火器、屋内消火栓等を活用した消火活動

○ 避難誘導班の任務

- ア 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導
- イ 在庁者のパニック防止措置

（2）防犯

ア 使用場所及び使用機器に係る防犯対策は、出店者の責任で行うこと。

イ 貸付物件の出入口にかかる鍵は出店者の負担にて作成し、庁舎管理のため、県へ合鍵を 1 本提出すること。

（3）衛生管理

ア 商品、食材及び設備・機器等の店舗の運営に係る衛生管理は、すべて出店者の責任において行うこと。

イ 従業員の健康管理を行うとともに、必要な感染症予防策を講じること。

ウ 関係する法令については、出店者の責任において必要な保健所への申請を行うなど、法令を遵守すること。

3 食品・食材の仕入れ・管理および搬入・廃棄物の搬出

(1) 商品・食材は、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品及び提供サービスの瑕疵については、出店者がすべて責任を負うこと。また、商品・食材は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守するなど、安全管理を徹底すること。

(2) 売店への商品搬入及び売店からの廃物の搬出は、正面玄関から行わないこと。県が別途指定する出入口から行うこと。

(3) ゴミ等の処理は、庁舎管理者の指示に従い事業者の責任で行うこと。

4 損害賠償について

(1) 出店者は、当該財産（出店場所）の使用にあたり県または第三者に損害を与えたときは、すべて出店者の責任でその損害を補償しなければならない。

(2) 出店者は、その責めに帰する理由により、許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、当該財産（出店場所）を原状に回復した場合は、この限りではない。

(3) 出店者の責めに帰する理由により火災等事故や損害事故が生じた場合に備え、「損害保険等」に加入していることが望ましい。

(4) 本庁舎設備の修繕・改修・法令に基づく点検のため、店舗の設置・設備の一部または全部が一時的に使用できない場合において、これらに伴う営業収益損失の賠償には、県は応じることができない。

5 その他

(1) 出店者は「沖縄県公有財産規則」及び「沖縄県庁舎等管理規則」のほか、関係法令を遵守しなければならない。

(2) 出店者は、行政財産の使用許可後、営業を開始する日までに、県が出店許可降に示す「福利厚生施設（売店）の使用承諾書」を提出しなければならない。

(3) 県庁舎内は全面禁煙。灰皿設置不可とする。

(4) 店舗内への騒音・振動を発生させるものについての設置を禁止する。また、売店内及び県庁舎内へ臭気を発生させるものについて設置も禁止する。

(5) 本庁舎駐車場は、一般来庁者及び身体的に配慮が必要な職員のためのスペースしかないので、売店従業員の出勤手段の駐車場として使用しないこと。

(6) 本庁舎改修工事の間は、指定駐車場の利用に制限が生じることに留意

【別添 2】

- (7) 県が売店運営に関する調査及び指示を出す場合、出店者は、合理的な理由がない限り、従わなければならない
- (8) 本「沖縄県本庁舎福利厚生施設（売店）遵守事項」に記載の無い内容について疑義が生じた場合は、県と出店業者で協議した上で決定します。